

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 新旧対照表

改 正 後	現 行
2. 照会 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>（専用メールアドレス nal-01@fsa.go.jp）とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2) ～ (5) [略] 3・4 [略] 5. 実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 (改正) - 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 - 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。 - 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。	2. 照会 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>（専用メールアドレス nal-01@fsa.go.jp）とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2) ～ (5) [略] 3・4 [略] 5. 実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 (改正) - 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 - 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。 - 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。

改正後	現行
・ 平成19年7月2日 上記1.(1)、2.(1)、(2)、(3)、(4)、3.(1)、4. 改正、実施。 ・ 令和3年6月30日 上記2.(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3.(1)、(2)、(3)改正、実施。 ： <u>令和8年8月17日 上記2.(1) 改正、実施。</u>	・ 平成19年7月2日 上記1.(1)、2.(1)、(2)、(3)、(4)、3.(1)、4. 改正、実施。 ・ 令和3年6月30日 上記2.(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3.(1)、(2)、(3)改正、実施。 <u>[新設]</u>